

居宅介護支援 重要事項説明書

あなた（利用者）に対する指定居宅介護支援の提供開始にあたり、十日町市条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 妻有福祉会
主たる事務所の所在地	〒949-8525 新潟県十日町市新宮乙195番地3
代表者（職名・氏名）	理事長 蔵品 泰治
設立年月日	昭和30年11月1日
電話番号	025-758-2050

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	老人介護支援センターつまりの里	
サービスの種類	居宅介護支援	
事業所の所在地	〒949-8525 新潟県十日町市新宮乙195番地3	
電話番号	025-758-2243	
指定年月日・事業所番号	平成11年9月7日指定	1571000031
管理者の氏名	樋口 千穂	
通常の実業の実施地域	十日町市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にあるご利用者の意思および人格を尊重した上で、ご利用者の状態に応じた適切な居宅介護支援事業を提供することにより、ご利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
運営の方針	ご利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、ご利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、総合的かつ効率的に適切なサービスが提供されるよう努めます。

4. 提供するサービスの内容

- あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。なお、作成にあたっては、提供されるサービスが特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立を原則とします。
- あなたは下記の説明を求めることができます。居宅サービス計画実施状況やその他の事柄についても、説明を懇切丁寧に行います。
 - ①居宅サービス計画に指定居宅サービス事業者を位置付ける際の複数の選択肢について
 - ②指定居宅サービス事業者が居宅サービス計画に位置付けられた選定理由について
 - ③前6ヵ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

④前6ヵ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

- あなたの居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、あなたとその家族、指定居宅サービス事業者、指定特定相談支援事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者、指定特定相談支援事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- あなたの要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- あなたが介護保険施設等に入所を希望される場合、その仲介をいたします。
- 医療機関等と総合的な連携をし、あなたの有する能力に応じ自立した日常生活を支援します。

5. 営業日時

営業日	通年
営業時間	8：30から17：30まで ただし、利用者の希望に応じて、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	員 数		
	常勤	非常勤	計
介護支援専門員	3人	人	3人

*管理者と介護支援専門員は兼務とします。

7. 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、あなたの自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口に指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

(1) 居宅介護支援の利用料

【基本利用料】

取扱要件	利用料 (1ヵ月あたり)		利用者負担金	
			法定代理受領分	法定代理受領分以外
居宅介護支援費（Ⅰ） 〈取扱件数が40件未満〉	要介護度1・2	10,860円	無 料	10,860円
	要介護度3・4・5	14,110円		14,110円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合（1月につき）	3,000円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が入院前及び当日に、医療機関の職員に対して介護支援専門員が必要な情報を提供した場合 （入院日以前の情報提供を含む・1月につき1回を限度）	2,500円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が入院した翌日又は翌々日に、病院等の職員に対して介護支援専門員が必要な情報を提供した場合 （1月につき1回を限度）	2,000円
退院・退所加算	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合（入院又は入所期間中につき1回を限度）	
	【（Ⅰ）イ】 病院等の職員からの情報収集を1回行っている場合	4,500円
	【（Ⅰ）ロ】 病院等の職員からの情報収集をカンファレンスにより、1回行っている場合	6,000円
	【（Ⅱ）イ】 病院等の職員からの情報収集を2回以上行っている場合	6,000円
	【（Ⅱ）ロ】 病院等の職員からの情報収集を2回以上行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合	7,500円
	【（Ⅲ）】 病院等の職員からの情報収集を3回以上行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合	9,000円
ターミナルケアマネジメント加算	末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者に対して、ターミナルケアマネジメントを行った場合（1月につき）	4,000円
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等の利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合	500円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）	2,000円

- 特定事業所加算（Ⅰ） 5,190円 特定事業所加算（Ⅱ） 4,210円
 特定事業所加算（Ⅲ） 3,230円 特定事業所加算（A） 1,140円

8. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

氏名： _____

連絡先（電話番号）： （025）758-2243

10. 苦情相談窓口

(1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	電話番号 025-758-2243 受付担当者 樋口 千穂
---------	----------------------------------

(2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	十日町市医療介護課介護保険係	電話番号 757-3111 (代)
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022

11. 守秘義務

(1) 事業者の従業員は、正当な理由がない限り、サービス提供にあたって知り得た利用者又はその家族の秘密及び個人情報を漏らしません。

(2) 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密及び個人情報を漏らす事がないよう必要な措置を講じます。

(3) 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員と指定居宅サービス事業所等との連絡調整において必要な場合に限り、使用者及びその家族の同意を得た上で必要最小限の範囲内で使用します。

(4) 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に定める通報を行うことができるものとし、その場合、事業者は、秘密保持違反の責任を負わないものとします。

12. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や、対人援助に関する知識・技術の向上に努めます。

(2) 事業者の利用するものが適切に支援を行う為に相談できる体制を整えるほか、利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(3) 利用者等に関する高齢者虐待に相当する行為やその恐れのある状態を知った場合には、関係機関と連携し、その解決のために必要な措置を講じます。

13. 感染症対策について

(1) 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための訓練、対策を検討する委員会を定期的を開催します。

(2) 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

14. 感染症や非常災害の発生時における業務継続について

(1) 事業者は、感染症や非常災害の発生等において、利用者に対するサービスに提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」）を策定します。

(2) 事業者は、業務継続計画を担当職員その他の従業員に対して周知をするとともに、必要な研修及び訓

氏 名 _____ 印

署名代行者（又は法定代理人）

私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、署名を行いました。

住 所 _____

本人との続柄 _____

氏 名 _____ 印

立 会 人 住 所 _____

氏 名 _____ 印